

第5章 静岡市のみどりに関する新たな視点

本章では、第2章「2-6 みどりを取り巻く環境（トレンド）」で整理した本市を取り巻く社会動向の変化、全国的な緑地行政やまちづくりに関連する動向等を踏まえて、本市における緑地行政において「市民の「Well-being」の向上に寄与する「質」の高いみどりを保全・創出」するために求められる新たな視点について示します。

なお、本章における記載内容は現状では具体的な施策・取組がないものもありますが、今後の国における動向等を踏まえ、取組の具体化について着実に推進します。

平成29（2017）年6月に施行された「都市緑地法等の一部を改正する法律」において都市農地の保全・活用に関わる基準の緩和等が実施されたとともに、令和6（2024）年11月に施行された「都市緑地法等の一部を改正する法律」では、気候変動対応や生物多様性の確保、Well-beingの向上に対して大きな役割を有している都市緑地の多様な機能の発揮や都市におけるエネルギーの効率的な利用を図る取組の推進に向けた支援策等が制度化される予定であり、市内の様々なみどりについて市民や事業者等との共創による取組の促進が求められます。

また、平成28（2016）年5月に「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会最終とりまとめ」では、①ストック効果をより高める、②民との連携を加速する、③都市公園を一層柔軟に使いこなす、の三つの観点を重視し、緑とオープンスペース政策は「新たなステージ」に移行すべきとの方向性がとりまとめられました。平成29（2017）年6月に施行された「都市緑地法等の一部を改正する法律」では、みどりの基本計画の充実として、都市公園の管理の方針等について本計画への記載事項の拡充が求められる等、多様化する市民ニーズへの対応や都市公園利用者の安全性確保の観点から既存の都市公園における取組の必要性が高まっています。さらに、令和4（2022）年10月には、国土交通省において「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会」における提言が出され、「使われ活きる公園」の実現に必要な「都市公園新時代に向けた重点戦略～3つの戦略と7つの取組～」が示されており対応が求められます。

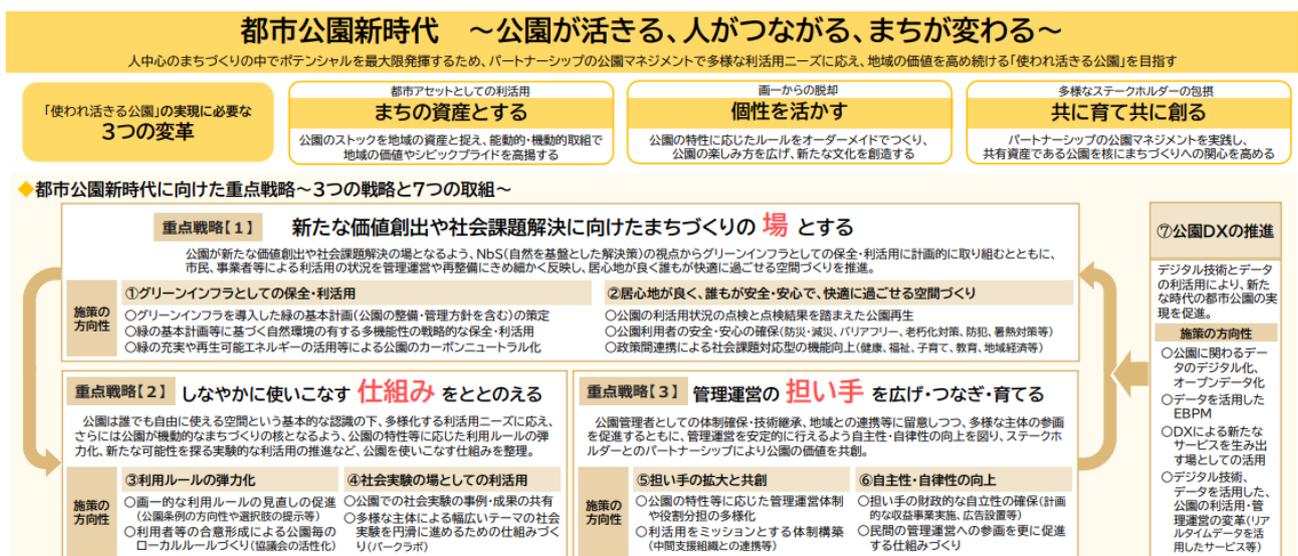


図 【再掲】都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言
＜都市公園新時代に向けた重点戦略～3つの戦略と7つの取組～＞
(出典：「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言（概要）」より抜粋)

5-1 新たな価値創出や社会課題解決に向けたまちづくりの場の創出

本市のみどりが、そのポテンシャルを最大限発揮するには、都市や地域が抱える課題やみどりの特性を踏まえ、グリーンインフラの観点から、官民を含めた多様な主体との連携を図りながら保全・利活用に中長期的な視点で計画的に取り組むことが重要です。さらに、居心地が良く誰もが快適に過ごせるオープンスペースとしての空間づくりとともに、健康、福祉、子育て、教育、コミュニティ形成、地域経済等の様々な地域課題の解決につながるみどりの創出を進めることが、持続可能なまちづくりを進めていくうえでは大切な視点です。

(1) グリーンインフラによる本市のみどりが持つ機能の最大化

本市におけるみどりは、グリーンインフラを構成する重要な要素です。みどりが持つ機能を最大限引き出し、健康、福祉、子育て、教育、コミュニティ形成、地域経済等の様々な地域課題の解決につなげるため、他分野の連携による課題への多方面からのアプローチとして、本計画における施策・取組について分野間連携による実施を促進します。

グリーンインフラによるみどりの保全・豪雨対策～東京都世田谷区における取組より～

東京都世田谷区では、グリーンインフラによるみどりの保全や豪雨対策の取組として、都市公園等に雨水貯留浸透機能を持つ窪地状の植栽地（レインガーデン）や緑溝等を整備しています。グリーンインフラによる施設整備は、新たなみどりの景観を創出し、まちなかの魅力を高める可能性を持つものです。例えばレインガーデンでは、雨水が貯留・浸透されることで、浸水被害を軽減するとともに、雨天時には平常時とは違う風景が創出されます。

また、グリーンインフラの持つ「地下水かん養」「流域対策」「緑化」「みどりの保全」「雨水利用」「ヒートアイランド対策」の6つの機能に着目し、このうち3つ以上の機能を持つ道路、公園、建物等の施設について、「せたがやグリーンインフラライブラリー」としてまとめ、区ホームページにおいて一般公開することで、区民等へのグリーンインフラの周知を実施しています。



レインガーデン（シモキタ雨庭広場）



図 せたがやグリーンインフラライブラリー
(出典：せたがやグリーンインフラライブラリー2023)

(2) 誰もが心豊かに過ごすことができる快適な空間づくり

市内では整備から数十年が経過し老朽化した公園も多く、既存公園のポテンシャルを発揮させるためには、年齢、性別、障がいの有無に関わらず、誰もが安心・安全に利用できる場として再整備や利活用を推進することが重要となります。

本市では既存の公園施設における老朽化対策としては静岡市公園施設長寿命化計画（令和6（2024）年6月改定）を策定し、老朽化が進む公園施設について、ライフサイクルコストの縮減を考慮し、計画的な更新を推進しています。また、市街地を彩る街路樹については、静岡市道路附属物維持管理計画（街路樹編）（令和5（2023）年）に基づき、効率的な維持管理の推進や樹種の改善を推進することで、良好な景観の形成につながります。

その他、あさはた緑地等では、すべての利用者が障壁なく遊ぶことのできるインクルーシブ遊具を導入する等の取組も進めており、誰もが安心・安全に公園を利用できる場とするための取組を引続き推進します。



良好な景観形成に寄与する街路樹
（一）静岡環状線



憩いの場の創出（駿府城公園）

みどりのある暮らしの実現に向けて～静岡市職員有志による取組～

静岡市役所ではみどりに関心のある職員有志により活動団体を結成し、みどりのある暮らしの実現に向けて活動しています。

これまでの検討では、身近なみどりの情報発信、みどりに関心ある人材育成や静岡市らしい植物園のあり方など、みどりのある暮らしの実現に向けた視点を整理しています。

今後は、市民へのアンケート調査や緑化イベントへの出展などを通じて、市民のみどりに対する意識醸成や緑化推進に関わる市民活動を促進するための方策を検討していきます。



園芸市でのみどりの情報発信の取組

(3) 都市農地を活かしたまちづくりの推進

都市農業振興基本計画（平成 28（2016）年5月農林水産省）では、これまで「宅地化すべきもの」とされてきた都市農地の位置づけを、都市に「あるべきもの」へと大きく転換しました。本市も国の計画に即して、平成 30（2018）年に「静岡市都市農業振興基本計画」を策定しました。

都市農地は、地元産の新鮮な農作物を供給するばかりでなく、生活に安らぎや潤いをもたらすみどり空間としての機能や、子どもから高齢者までが身近に自然と触れ合える場としての機能等があり、市民の生活の質を高める重要な要素であることから、みどりの観点からも、将来にわたって保全・活用していくことが重要です。

特に、減少傾向にある生産緑地地区を含む都市農地については、相続に伴う生産緑地地区の減少を防ぐとともに、新たな指定を進め、農地保全の担い手や保全主体等についての対応策を検討するなど、減少に歯止めをかける必要があります、今後のあり方の検討が求められます。

さらに、生産緑地地区については、みどりが不足する地域などの状況に応じて、農地以外の利活用について検討します。

(4) 市街地周辺における自然環境の里山としての保全・利活用の推進

本市の市街地周辺には、浜石岳、有度山、賤機山、谷津山、八幡山、鯨ヶ池、梶原山等の丘陵地や樹林地をはじめとした豊かな自然環境があります。市街地周辺の樹林地や丘陵地について、温室効果ガスの吸収促進や生物生息環境の確保、安全性の向上、レクリエーション利用の拡大等の本来緑地が持つ機能を十分に発揮させることは、良好な市街地形成にとって重要な視点です。

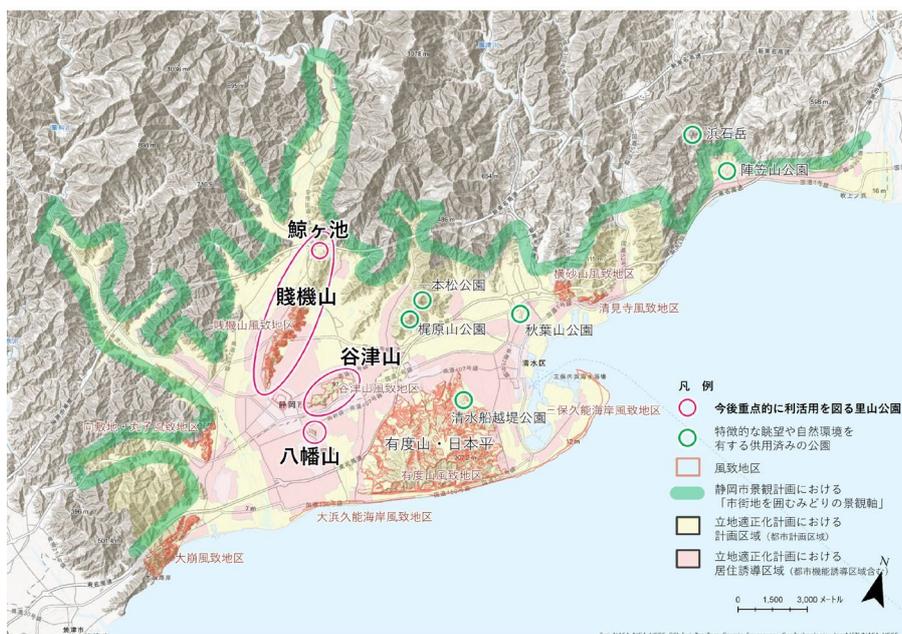


図 今後重点的に利活用を図る里山公園

特に市民生活との関わりが深い、賤機山、谷津山、八幡山、鯨ヶ池、梶原山等は、身近で貴重な自然環境を有する「里山公園」として保全・利活用を推進します。

なお、取組にあたっては、特別緑地保全地区等の指定や森林環境譲与税などを活用し、防災・減災や生物多様性などの観点から緑地を適正に保全・管理するとともに、眺望やレクリエーションなどを楽しめる場としての利活用を市民や事業者をはじめとした多様な主体との共創により進めていきます。

<里山公園の創出に向けた先導的な取組>

①谷津山における取組

- ・豊かな自然環境を有する谷津山について、放任竹林対策や眺望の改善、利用環境の向上に取り組み、市民が身近に親しむことのできる自然環境の保全や利活用を図ります。



②鯨ヶ池における取組

- ・豊かな水辺空間を有し、古くから釣場やハイキングなど広く市民に親しまれている鯨ヶ池において、隣接する鯨ヶ池老人福祉センターとも連携を図りながら、市民が集え憩える空間として自然環境の保全や利活用を図ります。



5-2 しなやかに使いこなす仕組みをととのえる

公園は、誰でも自由に使える空間という基本的な認識のもと、多様化する利用ニーズに応えるとともに、エリアマネジメント等の多様な主体によるまちづくりの核となるよう、公園の特性に応じた利用ルールの弾力化や新たな利活用に向けた社会実験の推進等のしなやかに使いこなす仕組みづくりを推進します。

(1) 利用ルールの弾力化

公園の利用ルールは、静岡市都市公園条例や規則に基づき、基本的事項については設定されていますが、公園のポテンシャルを最大限発揮するため、多様化する利用ニーズに柔軟に応えられるよう、協議会制度の活用も含め、利用ルールの弾力化を推進します。

【協議会制度とは？】

協議会制度とは、都市公園法第17条の2に定められた制度であり、都市公園の利用者の利便の向上を行うことを目的に平成29(2017)年に創設されました。令和2(2020)年度末時点で全国に111の協議会が設置されています。

■制度の概要

- ・公園管理者は、都市公園の利用者の利便の向上に必要な協議を行うための協議会を組織することができます。
- ・公園管理者、関係行政機関、関係地方公共団体、学識経験者、観光関係団体、商工関係団体その他の都市公園の利用者の利便の向上に資する活動を行う者が構成員となります。
- ・各構成員には、協議が整った事項について尊重義務があります。

■協議会における協議事項(例)

- ・地域の賑わい創出のためのイベント実施に向けた情報共有、調整
- ・キャッチボールやバーベキューの可否、可とする場合のルール等、都市公園ごとのローカルルール作り
- ・都市公園のマネジメント方針、計画 等

協議会制度の活用によるニーズに合わせたルールづくり～千葉県船橋市の取組より～

千葉県船橋市では、有識者、市民代表等で構成する「船橋市ボール遊びのできる公園検討委員会」を開催し、公園におけるボール遊びの試行と検証を実施したうえで、ボール遊びが可能な公園と利用ルールを設定しています。

利用に関するルールや制限が多いと言われがちな公園ですが、協議会制度の活用により、ルールの柔軟な運用につながることが可能となります。

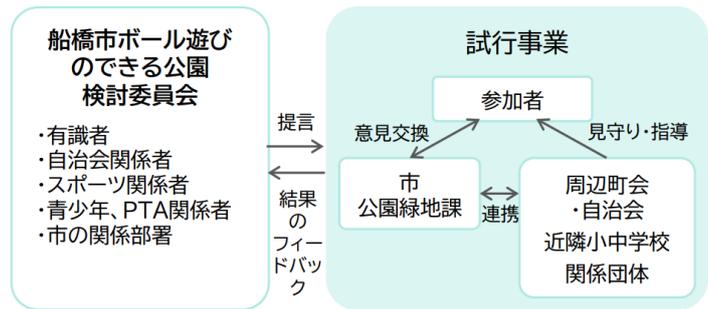


図 「船橋市ボール遊びのできる公園検討委員会」における関係主体・実施体制
(出典：都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言参考資料【事例編】)

(2) 社会実験の場としての利活用

公園の利活用の一つとして、社会実験により地域の変化するニーズへの対応を試行的に実施し、公園の利活用の可能性を探る取組を推進します。また、これらの取組は、公園を核としたまちづくりへの展開につながることを期待されるものであり、まちづくり分野との連携による推進が重要となります。



公園の利活用に関する社会実験（青葉緑地）

5-3 みどりの担い手を広げ・つなぎ・育てる

財政面、人的側面での制約を抱えるなかで、柔軟な管理運営を実現するためには、みどりの維持管理や利活用を支える担い手を広げ・つなぎ・育てることにより、公民共創を進め、様々な主体の共創により、みどりの持つ機能が最大限発揮される環境を整えることが重要となります。

(1) みどりを活用した地域課題解決に関わる担い手づくり

社会共有資産であるみどりを持続的に管理運営していくには、地域住民や利用者、行政など多様な関係者間の連携が重要となります。

また、市民の「やりたい！」という思いに寄り添い、その実現に向けて行政が下支えし、みどりに主体的に関わりたいと思える機運を醸成することが必要となります。

本市では、こうした機運を醸成するために、市民が身近な地域で課題と感じていることを「みどりを活用することで解決できる」と実感できるような学びや実践の機会を創出します。

さらに、身近な公園や花壇などのみどりを活用して、周辺住民や行政など多様な主体との協働を促進し、コミュニティの形成や発展を支援するコーディネーター人材の育成を進めていきます。

(2) 公民共創の促進

Park-PFI、指定管理者制度、PFI 事業等、公園における公民共創の形は多様化しており、公園や地域の特性により公民共創の手法について検討することが重要となります。

指定管理者制度については、駿府城公園やあさはた緑地等において導入されており、PFI 事業については、大浜公園の再整備において導入されています。これらの事業の中で培ったノウハウを活かしながら、他の公園への展開について検討を推進します。また、指定管理者によるエリア内における複数の公園等における包括的な管理の実施や市民協働の中間支援、Park-PFI 事業と公園全体の指定管理者の同時募集、指定管理者への行為許可権限の付与等、事業者の創意工夫につながる指定管理者制度の運用についても検討を推進します。

Park-PFI の活用については、令和元（2019）年に作成した Park-PFI 活用事業導入方針で示した対象公園を中心に、マーケットサウンディングによる事業者の参入意向やアンケートによる地域住民意向を把握したうえで着実に事業を推進します。



指定管理者の創意工夫による運営管理
(あさはた緑地)

(3) 事業者が参入しやすい環境づくり

公民共創による柔軟な取組を継続的・持続的に行っていくためには、市民の共感を得るとともに、事業者が事業に参入しやすい環境をつくるのが重要であり、公園の整備・管理への参画を更に促進するための仕組みづくりを推進します。

公園における収益事業については、利用者の満足度の向上、地域の価値の向上等の評価につながる事が重要であり、行政・事業者の共創によりパブリックマインドを持ち取組を推進することが求められます。

また、都市再生整備計画に基づく事業等により、公民共創の都市デザインを促進し、まちなかにおける魅力的なみどりの空間を創出します。



エリアマネジメント団体による
公共空間の利活用

5-4 みどりの空間における DX の推進

DX（デジタルトランスフォーメーション）とは、「データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」（経済産業省「デジタルトランスフォーメーションを推進するためのガイドライン」）を指します。

公園 DX としては、デジタルデータの活用による公園整備・管理の効率化やデジタル技術を活用した利用者の利便性向上に関する取組等について公民共創により推進します。

デジタルデータを活用した公園整備・管理の効率化では、公園の利用、管理に関わるデータをデジタル化、オープンデータ化し、エビデンスに基づいた整備・管理に応用することや、リアルタイムでのデータの活用による公園の利活用の変革を図ります。また、AI を用いた都市の緑視率のモニタリング等も推進します。



図 AI を用いた都市の緑視率のモニタリング（青葉緑地）
（国土交通省 国土技術政策総合研究所の A I 緑視率調査プログラムを利用）

デジタル技術を活用した利用者の利便性向上に関する取組では、園内への Wi-Fi 設置や QR コードを用いた情報発信等により、より利用者が魅力を感じるサービスの提供を推進します。

また、公園をはじめとした本市のみどりを、地域の抱える課題解決に向けて DX による新たなサービスを生み出す社会実験の場として活用する等、公園 DX の具体化について、事業者等との連携により検討を推進します。

産学官連携による新技術の活用～平城宮跡歴史公園の取組より～

国営飛鳥・平城宮跡歴史公園（奈良県奈良市）では、新技術を活用して公園サービスの向上を目指す社会実験を産学官連携のもとで実施しており、利用者の利便性向上や、維持管理の省力化など公園の抱える課題解決に向けて自動運転、V R 歴史体験、ドローン航行、A I 画像解析など多岐に渡る実験を展開しています。

公園 DX では、産学官をはじめとした様々な主体との連携により、利用者ニーズに合わせたサービスの提供や管理負担の削減をはじめとした対象とする公園の持つ課題への対応を検討していくことが重要です。

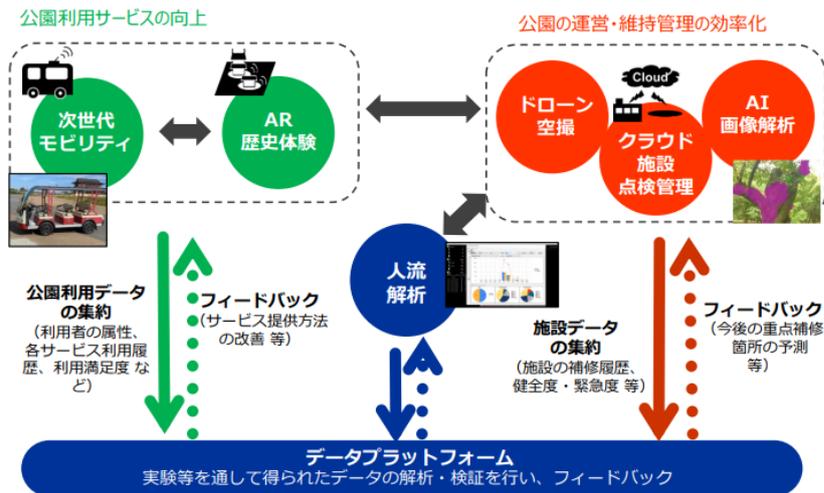


図 平城宮跡歴史公園における産学官連携による新技術の活用
 (出典：都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言参考資料【事例編】)